

平成26年度

動物保護管理センター事業概要



はじめに

動物の所有者に、その動物が命を終えるまで適切に飼養する、いわゆる終生飼養の努力義務を課した動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正が平成25年9月に施行されました。

本県では、この法改正の前から、犬又は猫の老齢又は病気を理由に引取りを求められた場合には終生飼養するよう、また、子犬、子猫の引取りを求められた場合には、自身で里親を探す努力をするよう説得し、その結果、どうしても飼えない場合に引取りをしています。

このようにして引取った犬・猫や飼い主不明で保護した犬については、私どものセンターとしましても可能な限り生かす努力をしています。それが飼っていただける方への譲渡です。

ただ、センターに収容されたすべての犬・猫が譲渡できるわけではありません。

健康状態のチェックを行ったうえで、行動観察の期間を設け、人への攻撃性の有無など、性格面も十分に考慮して譲渡の適性を判断しています。

この選定作業は、センターから譲渡する犬・猫も、新たに飼い主になっていただける方も幸せになっていただきたいから行うものですが、結果、譲渡不相当となり、殺処分される犬・猫もあるわけで、そういった犠牲があったうえで成り立っている譲渡事業であることを皆さんにも知っていただきたいと思っています。

なお、一旦、譲渡に適すると判断した犬・猫は、譲渡されるまで、センターで健康管理をしながら飼養しています。このため、もともと飼養するスペースが少ないことから猫にあつては、診療室はもちろん、検査室、はては廊下の一部まで、飼養ケージが占拠する状態になっています。

そういった苦勞もありますが、譲渡先の飼い主の方には、譲渡後の犬・猫の様子をしばらくしてから写真とともに、連絡票に記載して送っていただくことにしており、犬・猫たちが新たな家族の一員となり、安心して表情や、飼い主の方の喜びの声をいただいたときは、センター職員一同にとって、大きな喜びになっています。

一方、犬・猫に関する電話相談や苦情は毎日あり、その対応で1日の大半が費やされていることも実態としてあります。センターでは、動物ふれあい教室の出張開催、体験学習の生徒受入、犬のしつけ方相談・しつけ方教室の実施などを行っていますが、動物の飼主の方にも飼養動物の習性をよく理解したうえで、正しく飼っていただきたいと考えています。

いずれにしましても、動物の愛護及び管理に関する法律の目的である「人と動物の共生する社会の実現を図る」ためには、動物の飼養者であるかどうかにかかわらず動物愛護への理解が必要ですので、今後とも動物愛護思想の普及に力を入れてまいります。

平成27年8月

愛知県動物保護管理センター

所長 北 折 秀 和

目 次

第1 センターの概要

- 1 組織機構及び職員数 ……………1
- 2 業務の担当区域及び管内の概要 ……………1・2

第2 平成26年度事業の概要

- 1 動物愛護普及啓発 ……………3・4・5
- 2 家庭犬のしつけ方教室 ……………6
- 3 犬の捕獲・抑留等 ……………7・8
- 4 犬・猫の引取り ……………9
- 5 負傷動物の収容 ……………9
- 6 犬・猫の譲渡 ……………9・10
- 7 犬・猫の殺処分 ……………11
- 8 中核市からの受託事業 ……………11
- 9 動物取扱業に関する事業 ……………11・12
- 10 特定動物の飼養の制限に関する事業 ……………13

第3 参考

- 1 沿革 ……………14・15
- 2 センターの施設概要 ……………15

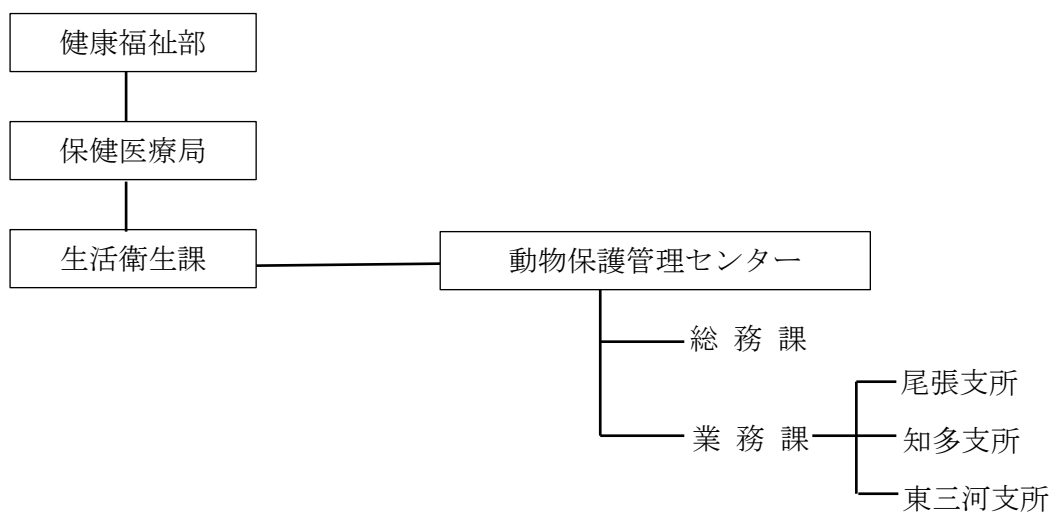
第4 資料

- 1 市町村別業務内訳表 ……………16・17・18
- 2 過去10年間の統計グラフ ……………19・20

第1 センターの概要

1 組織機構及び職員数

(1) 組織図



(2) 職員数

(平成27年4月1日現在)

所属 \ 職種		事務職	技術職 (獣医師)	動物管理 指導員 ※	非常勤嘱託	計
本所	所長		1			1
	次長	1				1
	総務課	2			1	3
	業務課		4	8	1	13
尾張支所			2	7	1	10
知多支所		1 (1)	2	4 (1)	1	8 (2)
東三河支所			2	5 (1)	1	8 (1)
計		4 (1)	11	24 (2)	5	44 (3)

※ () は再任用職員を再掲

2 業務の担当区域及び管内の概要

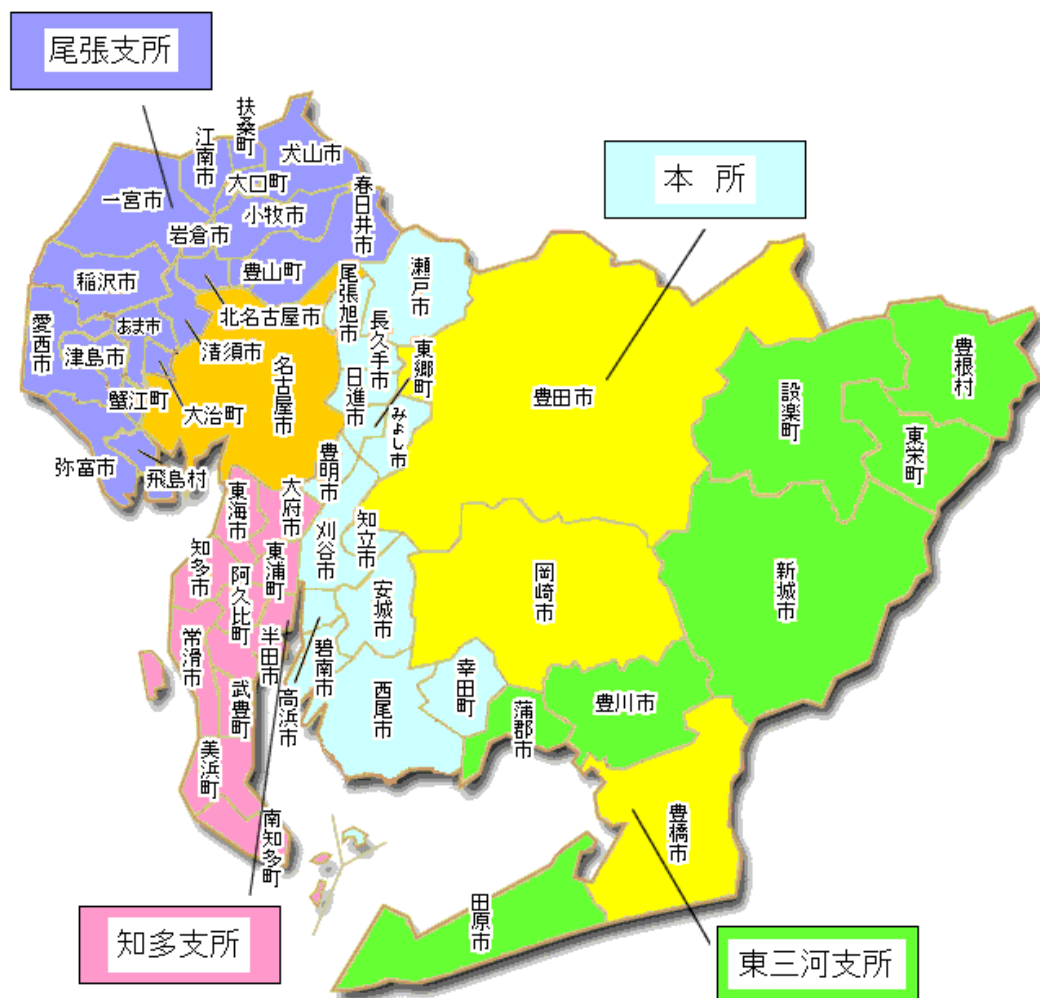
本所 … 瀬戸市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町、幸田町

尾張支所 … 一宮市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村

知多支所 … 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

東三河支所… 豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

(1) 担当区域（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く）



(2) 管内概要

	市町村数	世帯数	人口	犬登録総数	世帯数 犬登録総数
本 所	14	484,559	1,255,519	79,398	6.1
尾 張 支 所	19	670,679	1,741,192	115,029	5.8
知 多 支 所	10	245,091	621,752	40,142	6.1
東三河支所	7	139,117	380,304	26,803	5.2
計	50	1,539,446	3,998,767	261,372	5.9

注：市町村数、世帯数及び人口は平成27年4月1日現在値

犬登録総数は平成27年3月31日現在値

第2 平成26年度事業の概要

1 動物愛護普及啓発

(1) 動物ふれあい教室

協力団体（5ページの動物愛護事業に関する協力団体）が所有する、ふれあい犬・猫と一緒に保育園等へ訪問し、園児等とのふれあいを行った。

園児等が、犬・猫とのふれあい方を学び、動物を愛する気持ちを育み、動物も人間と同じ生き物であることを感じることで、生命尊重の心を持ち続けさせることを目的としている。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
実施回数	6	12	6	8	32
参加者	382	816	398	460	2,056

(2) 体験学習

学校の授業の一環として、当センターでの施設見学・取材、職場体験を積極的に受け入れ、「命の大切さ」、「動物に対する人間の責任と義務」等に関する啓発を行った。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
実施回数	19	21	10	21	71
参加者	92	93	20	45	250

(3) 本所動物愛護館、支所愛護室への来場者受入

動物に関する図画、ポスターなどを展示し、来場者に動物愛護学習を行うなど、愛護動物に対する理解を深めた。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
来場者	2,054	2,545	2,504	1,106	8,209

(4) 動物愛護週間(9月20日～26日)事業

動物の愛護及び管理に関する法律第4条の規定に基づき、県民に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、次の事業を行った。

なお、動物愛護週間の前日(9月19日)には、本所において協力団体等38名の出席者を得て、動物慰霊祭を行った。

実施日	事業内容及び参加者等の人数
9月21日(日)	犬猫の飼い方相談・愛護啓発(大府市保健センター):110名
9月22日(月)	動物遺棄防止啓発(JR尾張一宮駅周辺):300名
9月23日(祝日)	動物愛護フェスティバル in とよた(豊田市鞍ヶ池公園):3,052名 アニマルバルーン、ペットなんでも相談、ドッグダンス、紙芝居、動物クイズ、スタンプラリー、ペット迷子札の作成、ぬいぐるみによるマイクロチップ読み取り体験、パネル展示
9月24日(水)	犬の飼い方講習会(知多支所):11名 猫の家族さがし会(東三河支所):7名
9月25日(木)	動物遺棄防止啓発(JR蒲郡駅周辺):180名 犬の飼い方講習会(東三河支所):11名

注:()内は事業実施場所

(5) 動物の飼養に関する電話相談

犬、猫の飼い方、しつけ方、疾病予防等の電話相談に対し、センターの獣医師及び動物管理指導員が、適正飼養についての指導助言を行った。

相談件数

相談内容	本所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
日常管理	256	177	172	76	681
しつけ	119	98	42	26	285
病気	46	28	2	1	77
行方不明	1,188	1,596	843	559	4,186
引取り	727	453	304	204	1,688
家族さがし	707	457	463	334	1,961
侵入防止	409	637	130	102	1,278
不妊・去勢手術	75	13	9	4	101
その他	300	251	79	202	832
計	3,827	3,710	2,044	1,508	11,089

(6) 動物愛護事業に関する協力団体（平成 27 年 4 月 1 日現在）

センター事業の充実のため次の団体の協力を得た。

- ① NPO 法人 しっぽ・いっぽの会
代表 大羽佳子
- ② 犬と人間とのコミュニケーショングループ「ユーユーユー」
代表 早川朱実
- ③ 人と里山の会
代表 太田亟慈
- ④ ロイヤルアシスタントドッグ
代表 山口恭平
- ⑤ わんにゃんサポート・クラブ
代表 宮本佳代子
- ⑥ おおぶ地域ねこの会
代表 植木祐子
- ⑦ あにまる あいず
代表 川邊さやか
- ⑧ Happy Smile
代表 大久保亜紀子
- ⑨ ゴールデンレトリバークラブオブジャパンレスキュープロジェクト西日本支部
代表 安藤久美子
- ⑩ BCRN ボーダーコリーレスキューネットワーク
代表 岩瀬麻衣子
- ⑪ ワン・ニャン Home ポラリス
代表 今弘美
- ⑫ ボーダーコリーフリーク (BCF) 中部支部
代表 山口正樹
- ⑬ ペキニーズレスキュー「四葉のクローバー隊」中部支部
代表 赤塚真理子
- ⑭ シェルティー・レスキュー中部地区
代表 野々垣貴子
- ⑮ C. R. T. 東海支部
代表 小嶋愛子
- ⑯ ねこネットあま
代表 毛利れい子
- ⑰ TSR (チームシュナウザーレスキュー)
代表 野村いづみ

2 家庭犬のしつけ方教室

(1) しつけ方相談

人と犬との良好な関係づくりをめざすため、犬のしつけ方で困っている飼い主からの相談に対し、本所では毎週火曜日、金曜日、各支所では随時「しつけ方相談」を実施し、飼い主に犬を同伴させ、しつけの方法の実技指導を行った。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
相 談 件 数	32	10	26	10	78
参 加 者	53	17	40	14	124

(2) 出前しつけ方教室

「しつけ方相談」は、本所・各支所を開催場所として実施しているが、飼い主が参加しやすくするため、市町村の協力を得て主に土曜日・日曜日に開催場所を設営し、その会場まで出張して犬のしつけ方等について実技を含め指導助言した。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
実 施 回 数	4	3	1	2	10
参 加 組 数	33	24	18	9	84
参 加 人 数	54	46	21	116	237

(3) 優良な家庭犬育成教室

他の模範となる家庭犬とその飼い主等を育成するため、センターから譲渡した犬とその家族を対象に4日間に亘り、犬の飼育に係る法規、健康管理、しつけの実技指導等を本所において行った。

なお、最終日には、アニマルファンシィアーズクラブ主宰の佐良直美氏を招き、より良い飼主の育成を目的に講演会を開催した。

開 催 日 平成26年7月25日、8月1日、同8日、同26日

受講者数 延べ 69名

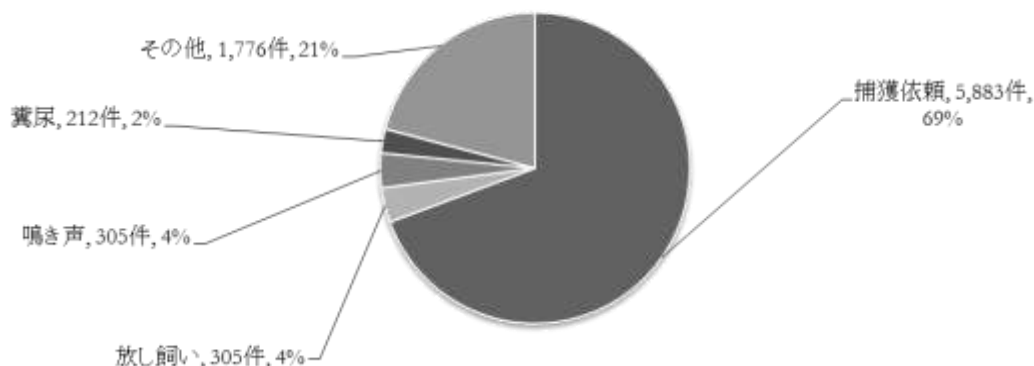
3 犬の捕獲・抑留等

(1) 住民からの苦情対応

住民からの苦情は、犬の捕獲に関するものが多いが、飼い主の飼い方に関する苦情も多く、飼養状況の調査を行い、不適正な飼い方をする飼い主に対しては、必要に応じて愛犬管理指導票を交付し指導した。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
苦 情 件 数	1,778	1,628	3,706	1,369	8,481
指 導 票 交 付	166	361	192	83	802

苦情の内容



(2) 飼い主不明犬の捕獲

野犬、放し飼い犬等の数は年々減少しているが、人の生命、身体又は財産等への危害の発生を防止するため、繋がれていない飼い主不明犬の捕獲を行った。

捕獲頭数（捕獲方法別）

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
手 技	314	508	304	134	1,260
捕 獲 器	81	8	107	23	219
吹 き 矢	0	0	7	0	7
計	395	516	418	157	1,486

(3) 抑留犬の返還

捕獲し、抑留した犬については、公示するとともに、失踪届との照合等を行い、飼い主の判明したものについては速やかに返還した。

なお、返還の際には、失踪原因等の聞き取りを行い、それに基づく適切な飼養管理の指導を行った。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
返 還 頭 数	105	297	152	54	608

(4) 犬によるこう傷事故

動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条に基づき届出がされるこう傷事故件数は、ここ数年横ばい傾向を示している。

事故を起こした犬の飼い主が判明している場合には、狂犬病について説明を行い、開業獣医師にて狂犬病の検診を受けるよう指導した。また、飼い主が不明の場合は、センターで収容し、狂犬病の検診を行った。

なお、事故は、飼い主の飼養管理の不備が原因であることが多いため、飼い方等について愛犬管理指導票を交付して指導するとともに、必要に応じて繰り返し飼養管理について指導し、再発防止に努めた。

こう傷事故件数

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
登 録 犬	57	49	15	24	145
無 登 録 犬	13 (10)	11 (0)	5 (1)	3 (1)	32 (12)
計	70	60	20	27	177

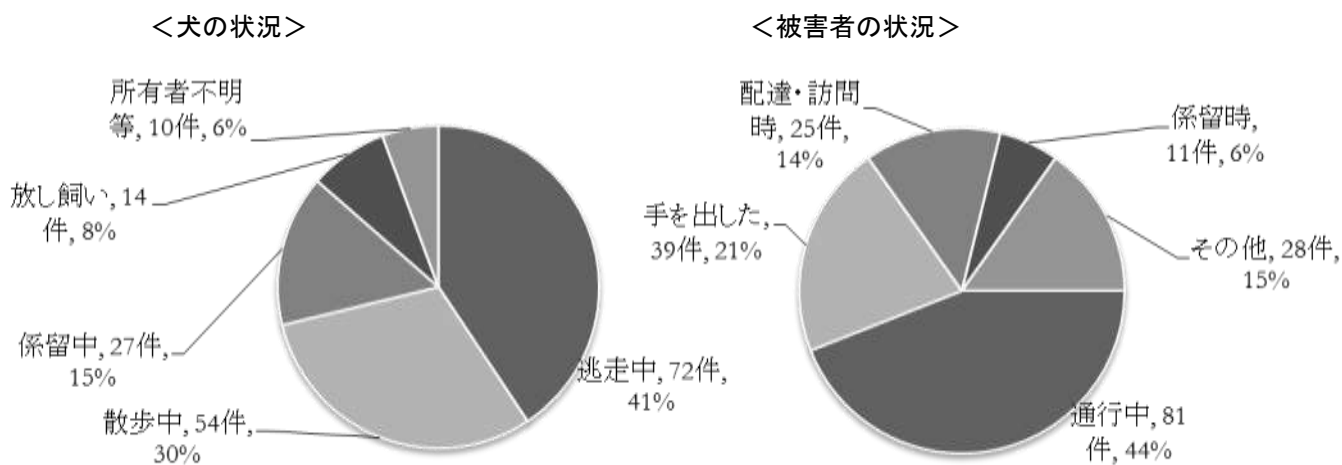
注：() の数値は飼い主不明犬を再掲

※ 狂犬病予防法に基づく犬の登録は犬の所有者の責務

こう傷事故被害者数

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
被 害 者 数	74	60	21	29	184

こう傷事故の発生状況



4 犬・猫の引取り

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬又は猫の引取りを行っているが、飼い主から引取りを求められた際には、動物は命あるものであり、終生飼養すべきであることを説明し、継続して飼養するか、飼い主の責務として新たな飼い主を探すよう繰返し指導したうえ、やむをえない事情がある場合についてのみ引取りを行った。

子犬や子猫の引取りにあたっては、今後はみだりに繁殖をさせることのないよう、飼い主に対し、不妊・去勢手術をするなど繁殖制限の措置を行うよう指導した。

引取り頭数

		本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
犬		19	29	26	6	80
猫	所有者あり	36	52	16	17	121
	所有者不明	244	459	239	56	998
計		299	540	281	79	1,199

注：猫は捕獲しないため所有者不明も引取りに計上

5 負傷動物の収容

所有者の判明しない負傷した犬又は猫が、道路、公園等の公共の場所にいる場合に収容を行った。

負傷動物の収容頭数

		本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
犬		0	8	6	2	16
		(-)	(5)	(4)	(0)	(9)
猫		55	91	59	37	242
		(0)	(1)	(0)	(1)	(2)
計		55	99	65	39	258
		(0)	(6)	(4)	(1)	(11)

注：() は返還した頭数

6 犬・猫の譲渡

(1) 犬の飼い方講習会

センターから犬を譲り受けたいと希望される方には、事前に犬の飼い方講習会（適切な飼い方、法令遵守、しつけ等についての講習）を受講していただいた。

		本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
開催回数		12	17	12	11	52
受講者数		213	153	141	104	611

(2) 猫の家族さがし

性格、健康状態等を判定し、家庭猫として適当と認めた猫について、原則として不妊・去勢手術を実施した後、希望者に譲渡した。

なお、譲渡希望は予約制としており、渡す際には室内飼い等の飼い方指導を行った。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
開催回数	8	0	0	4	12
参加者数	222	-	-	63	285

(3) 犬・猫の譲渡頭数

		本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
犬	成 犬	50	52	25	27	154
	子 犬	103	37	35	37	212
	計	153	89	60	64	366
猫	成 猫	93	33	18	18	162
	子 猫	42	26	53	63	184
	計	135	59	71	81	346

(4) 譲渡犬調査

センターから家庭犬として譲渡した犬について、その後の飼養状況調査を行い地域の模範的な飼い主になれるよう適正飼養について指導した。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
調査指導件数	87	61	88	115	351

(5) 動物介在活動支援事業

平成 14 年度主要政策テーマ事業として開始した事業であり、センターに収容した犬を対象に、動物介在活動[※]を支援する犬の育成を行っている。センター収容犬で、家庭犬として適当と認めた犬のうち、支援犬としての適性の高い犬を選定し、支援犬としての訓練を実施し、1 頭を育成し、協力団体に譲渡した。

※ 動物介在活動(Animal-Assisted Activity)とは、動物と人とのふれあいを目的とする訪問活動のことであり、獣医師・ボランティアなどが健康な動物(犬・猫・ウサギなど)を連れて各種福祉施設などを訪問し、ふれあいの場を設け、お年寄りなどに対し精神的な「癒し」の効果とリハビリテーションの効果을期待するものです。また、社会や教育現場で、動物のもつ温もりや動物との接し方などを指導し、動物を通じて思いやりの心を育むこともあわせて期待するものです。

7 犬・猫の殺処分

抑留犬及び負傷収容した猫のうち返還に至らなかったもの、また、それらに加え、引き取った犬・猫のうち譲渡に適さないと判断した犬・猫は、本所において殺処分した。

	犬	猫	計
殺処分頭数	592	1,011	1,603

8 中核市からの受託事業

捕獲犬及び負傷動物の保管業務に加え、引取り犬等を含めたこれらの動物の処分業務を中核市から受託し実施した。

9 動物取扱業に関する事業

(1) 第一種動物取扱業の登録状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第一種動物取扱業の登録に関する事業を行うとともに、動物の適正な飼養及び保管に関し必要な知識を習得させるため、動物取扱責任者研修会を実施した。

新規登録件数

	本所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
件数	51	50	24	23	148

登録更新件数

	本所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
件数	34	23	16	18	91

登録変更届件数及び登録証再交付件数

	本所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
変更届件数	98	121	27	22	268
再交付件数	0 (-)	8 (6)	9 (6)	8 (7)	25 (19)

注：() の数値は書き換え交付した件数を再掲

動物取扱責任者研修会実施状況

実施回数	研修会修了者
5回	1,428名

第一種動物取扱業の登録件数

(平成 27 年 3 月末現在)

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
販 売 業	301	328	112	168	909
保 管 業	259	272	96	93	720
貸 出 業	10	7	4	3	24
訓 練 業	38	42	18	11	109
展 示 業	24	21	11	10	66
競りあっせん業	0	0	0	1	1
譲受飼養業	0	0	1	0	1
計	632	670	242	286	1,830
(実事業所数)	(492)	(534)	(182)	(242)	(1,450)

(2) 第二種動物取扱業の届出状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第二種動物取扱業（営利性を有しないもの）の届出に関する事業を行った。

第二種動物取扱業の届出件数

(平成 27 年 3 月末現在)

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
譲 渡 し 業	3	0	0	0	3
保 管 業	0	0	0	0	0
貸 出 業	0	0	0	0	0
訓 練 業	1	0	0	0	1
展 示 業	3	2	2	0	7
計	7	2	2	0	11
(実事業所数)	(4)	(2)	(2)	(0)	(8)

(3) 立入検査

動物取扱業者に対し、動物の健康及び安全を保持するための飼養施設の構造、その取扱う動物の管理方法等について、立入調査を行った。

立入検査延べ件数

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
第一種動物取扱業	249	211	107	257	824
第二種動物取扱業	2	1	2	0	5

10 特定動物の飼養の制限に関する事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、特定動物による人への危害を防止するための事業を行った。

(1) 飼養許可状況

特定動物の飼養許可申請について、飼養施設、飼養管理等の調査を実施し、基準に適合したものについて、期間及びその他の条件を付して許可した。

飼養許可件数

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
許 可 件 数	9	5	2	3	19

特定動物の飼養許可件数

(平成 27 年 3 月末現在)

	愛 玩 用	販 売 用	展 示 用	試験研究用	そ の 他	計
オマキザル科			4 (24)	1 (1)		5 (25)
オカザル科	5 (7)		31 (542)	4 (779)	1 (1)	41 (1,329)
テカザル科			6 (28)	1 (3)		7 (31)
ヒ ト 科			2 (9)	1 (13)		3 (22)
ネ コ 科	1 (3)					1 (3)
タ カ 科	1 (1)					1 (1)
カミツキガメ科	9 (11)	2 (1)	1 (0)			12 (12)
トクカゲ科		1 (2)				1 (2)
ボ ア 科	4 (7)	5 (5)	1 (1)			10 (13)
コブラ科			1 (0)			1 (0)
アリゲータ科	5 (5)	4 (7)				9 (12)
計	25 (34)	12 (15)	46 (604)	7 (796)	1 (1)	91 (1,450)
実施施設数	22	4	8	2	1	37

注：() 内は飼養頭数

(2) 立入検査

特定動物による危害の防止は、飼い主が日常から逃走防止に留意した飼養管理をすることが重要である観点から、飼養施設に対する立入検査を実施した。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
延 件 数	42	86	10	6	144

(3) 飼養施設外飼養・保管届出件数

業としての展示など飼養施設の外へ出すことの届出がされた場合は、安全対策等を確認のうえ受理した。

	本 所	尾張支所	知多支所	東三河支所	計
件 数	9	2	2	22	35

※特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第2号のイ関係

第3 参考

1 沿革

- 昭和 23 年 保健所法の施行に伴い畜犬行政が警察業務から保健所業務の一環として組み入れられた。
- 昭和 25 年 8 月 狂犬病予防法及び同法施行令が定められた。
- 昭和 43 年 3 月 犬による危害防止条例（条例第 6 号）が公布され、同年 7 月に施行された。
- 昭和 44 年 4 月 県の機構改革により、県下 6 保健所（豊橋、岡崎、一宮、半田、春日井、刈谷）に犬の抑留及び処分施設が設置された。
- 昭和 49 年 4 月 昭和 48 年 10 月に制定された動物の保護及び管理に関する法律が施行され、衛生部が当該業務を所管することとされた。
- 昭和 53 年 12 月 動物の保護及び管理に関する法律第 6 条の規定に基づき、猛獣等の飼養の制限に関する条例（条例第 50 号）が公布され、翌 54 年 4 月に施行された。
- 昭和 62 年 4 月 愛知県動物保護管理センターが、地方自治法第 158 条第 6 項の規定に基づき設置され、本所・3 支所・5 詰所の体制で業務を開始した。
- 平成 元年 4 月 尾張支所の庁舎新築に伴い、一宮詰所、春日井保健所詰所及び春日井詰所が廃止された。
- 平成 2 年 10 月 知多支所の庁舎新築に伴い、半田詰所が廃止された。
- 平成 5 年 4 月 東三河支所の庁舎新築に伴い、新城詰所が廃止された。
- 平成 10 年 4 月 豊田市が中核市に移行し、同市内の犬の捕獲等の業務が豊田市の業務となった。
- 平成 11 年 4 月 豊橋市が中核市に移行し、同市内の犬の捕獲等の業務が豊橋市の業務となった。
また、動物の保護及び管理に関する法律施行令が改正され、犬・ねこの引取り等の業務が中核市の業務となった。
- 平成 11 年 12 月 動物の保護及び管理に関する法律の改正が公布され、法律名が動物の愛護及び管理に関する法律に変わり、動物取扱業の届出制等が導入された。
- 平成 12 年 4 月 県の機構改革により、愛知県動物保護管理センターの主管部局が、健康福祉部となった。
- 平成 13 年 3 月 犬による危害防止条例及び猛獣等の飼養の制限に関する条例を統合した動物の愛護及び管理に関する条例（条例第 3 号）が公布され、同年 4 月から動物取扱業が登録制とされた。
- 平成 14 年 4 月 愛知県動物保護管理センターが、地方自治法第 156 条第 1 項の規定に基づく行政機関となった。
- 平成 15 年 4 月 岡崎市が中核市に移行し、同市内の犬の捕獲等の業務が岡崎市の業務となった。
- 平成 17 年 6 月 動物の愛護及び管理に関する法律の改正が公布され、翌 18 年 6 月から動物取扱業及び特定動物に関する規制が強化された。

- 平成 18 年 3 月 動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、動物の愛護及び管理に関する条例の改正が公布され、同年 6 月に施行された。
- 平成 18 年 6 月 愛知県事務処理特例条例に基づき、豊田市及び豊橋市に特定動物飼養保管許可等の事務が、岡崎市に同事務に加え動物取扱業の登録等の事務が委譲された。
- 平成 20 年 3 月 動物の愛護及び管理に関する法律第 6 条に基づき、愛知県動物愛護管理推進計画が策定された。
- 平成 23 年 4 月 犬猫の引取りの窓口がセンターに一元化されると共に有料化された。
- 平成 24 年 1 月 動物の愛護及び管理に関する法律施行令・同規則の一部が改正され、動物取扱業の登録を要する取扱いの追加等がなされた。
- 平成 24 年 6 月 動物の愛護及び管理に関する法律施行令・同規則の一部が改正され、販売業者、貸出業者及び展示業者において犬又は猫の夜間展示規制がなされた。
- 平成 24 年 9 月 動物の愛護及び管理に関する法律の改正が公布され、翌 25 年 9 月から動物の終生飼養が徹底されるとともに、動物取扱業者に係る規制が強化された。
- 平成 26 年 3 月 愛知県動物愛護管理推進計画が改正された。
- 平成 26 年 12 月 動物の愛護及び管理に関する法律第 4 条第 3 項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について環境省から示された。

2 センターの施設概要

	所在地	土地 (㎡)	建物 (㎡)
本 所	豊田市穂積町新屋 73-3	18, 143. 96	1, 848. 41
尾 張 支 所	一宮市浅井町西海戸字余陸寺 31-1	2, 546. 66	614. 20
知 多 支 所	半田市乙川末広町 100-1	2, 263. 55	533. 71
東 三 河 支 所	豊橋市神野新田町京ノ割 50-2	3, 150. 12	570. 18

第4 資料

1 市町村別業務内訳表（犬登録頭数は平成27年3月末現在）

（本所）

市町村名	犬登録頭数	犬捕獲頭数	返還頭数	こう傷事故件数	引取頭数		譲渡頭数		負傷動物	
					犬	猫	犬	猫	犬	猫
瀬戸市	8,966	30	16	12	4	31	5	8	0	11
尾張旭市	5,108	7	0	2	0	2	1	0	0	5
長久手市	3,404	2	2	2	0	8	5	0	0	0
豊明市	4,445	10	3	2	1	8	4	5	0	5
日進市	5,868	9	5	4	0	2	5	7	0	1
東郷町	3,176	2	2	1	0	1	0	4	0	2
碧南市	4,629	17	8	1	0	24	2	4	0	2
刈谷市	7,900	19	7	7	4	71	5	8	0	4
高浜市	2,901	16	3	1	0	9	1	2	0	3
安城市	10,478	35	15	6	3	44	18	7	0	7
知立市	3,783	6	5	4	3	32	1	3	0	4
みよし市	4,278	12	11	5	1	7	7	8	0	4
西尾市	11,761	186	13	19	1	31	10	6	0	7
幸田町	2,701	44	2	4	2	10	4	1	0	0
名古屋市			4				4	9		
豊橋市			0				31	1		
豊田市			3				30	30		
岡崎市			1				3	3		
他の県内市町村			5				15	29		
県外			0				2	0		
計	79,398	395	105	70	19	280	153	135	0	55

(尾張支所)

市町村名	犬登録頭数	犬捕獲頭数	返還頭数	こう傷事故件数	引取頭数		譲渡頭数		負傷動物	
					犬	猫	犬	猫	犬	猫
一宮市	24,233	197	150	15	16	136	29	16	4	28
稲沢市	9,092	35	19	8	2	66	10	2	0	8
春日井市	20,395	37	20	7	2	88	2	7	0	15
小牧市	10,323	28	10	3	0	18	3	3	1	2
犬山市	5,062	24	9	1	2	21	5	1	1	2
江南市	6,289	38	26	6	2	30	3	6	0	9
岩倉市	2,563	18	14	0	0	7	1	1	0	1
大口町	1,515	9	5	1	0	8	1	0	0	1
扶桑町	2,324	3	4	2	0	4	2	0	0	0
清須市	3,874	7	3	3	1	24	4	1	0	4
北名古屋市	5,133	11	8	3	2	15	2	5	1	6
豊山町	1,007	4	2	0	0	1	0	2	0	0
津島市	4,486	7	2	3	0	18	2	0	1	5
愛西市	5,086	24	6	4	0	24	4	0	0	3
弥富町	2,821	3	1	2	0	7	1	1	0	1
あま市	6,401	18	7	1	1	9	5	1	0	2
大治町	1,901	7	2	0	0	11	2	0	0	1
蟹江町	2,104	42	1	0	1	23	1	0	0	3
飛島村	420	2	1	1	0	1	1	0	0	0
名古屋市		2	4				8	3		
豊橋市			0				0	0		
豊田市			0				0	1		
岡崎市			0				0	0		
他の県内市町村			2				3	9		
県外			1				0	0		
計	115,029	516	297	60	29	511	89	59	8	91

(知多支所)

市町村名	犬登録頭数	犬捕獲頭数	返還頭数	こう傷事故件数	引取頭数		譲渡頭数		負傷動物	
					犬	猫	犬	猫	犬	猫
半田市	7,542	80	44	0	5	58	11	9	2	10
阿久比町	2,158	56	11	2	1	9	2	0	0	0
東浦町	3,469	19	15	1	5	19	4	3	0	4
武豊町	2,810	37	17	0	3	17	6	3	0	5
南知多町	1,243	12	7	3	0	10	0	1	0	0
美浜町	2,086	114	13	0	1	8	5	2	0	2
常滑市	3,957	36	9	1	2	19	7	7	0	12
東海市	6,015	22	14	5	5	46	9	4	0	13
大府市	5,480	26	11	2	0	38	5	30	3	5
知多市	5,382	16	9	6	4	31	1	2	1	8
名古屋市			0				3	1		
豊橋市			0				0	0		
豊田市			0				0	0		
岡崎市			0				0	0		
他の県内市町村			0				7	9		
県外			2				0	0		
計	40,142	418	152	20	26	255	60	71	6	59

(東三河支所)

市町村名	犬登録頭数	犬捕獲頭数	返還頭数	こう傷事故件数	引取頭数		譲渡頭数		負傷動物	
					犬	猫	犬	猫	犬	猫
新城市	4,030	18	9	7	1	0	9	6	0	1
設楽町	371	2	0	0	0	0	1	0	0	0
東栄町	268	2	0	0	1	0	0	0	0	0
豊根村	136	1	0	0	0	0	0	0	0	0
豊川市	12,676	49	27	13	3	39	17	18	0	20
蒲郡市	4,619	45	6	4	0	25	1	3	2	8
田原市	4,703	40	11	3	1	9	9	6	0	8
名古屋市			0				1	0		
豊橋市			1				18	39		
豊田市			0				0	0		
岡崎市			0				2	1		
他の県内市町村			0				4	8		
県外			0				2	0		
計	26,803	157	54	27	6	73	64	81	2	37

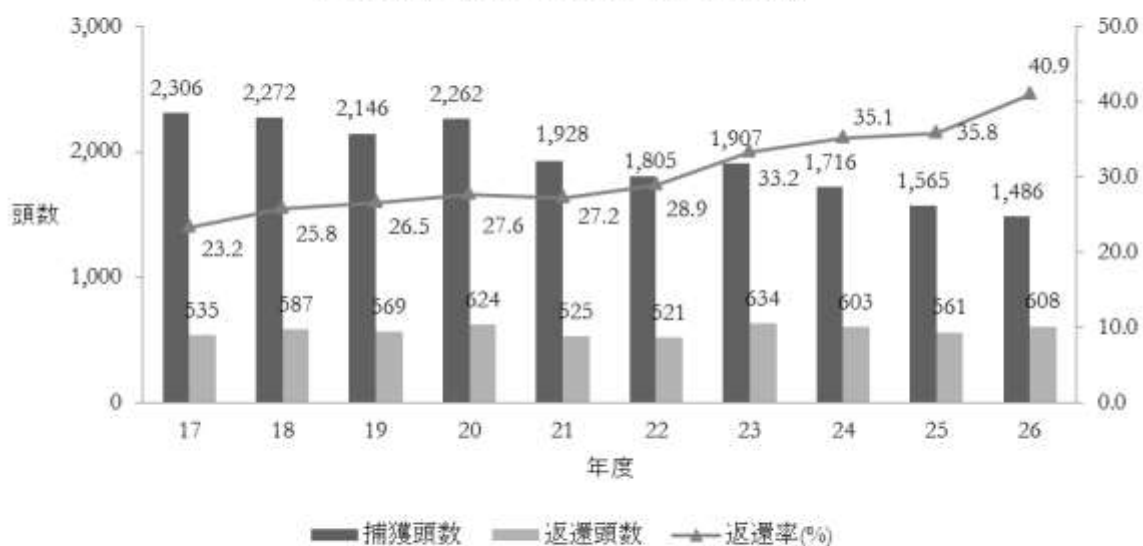
本支所合計	261,372	1,486	608	177	80	1,119	366	346	16	242
-------	---------	-------	-----	-----	----	-------	-----	-----	----	-----

2 過去10年間の統計グラフ

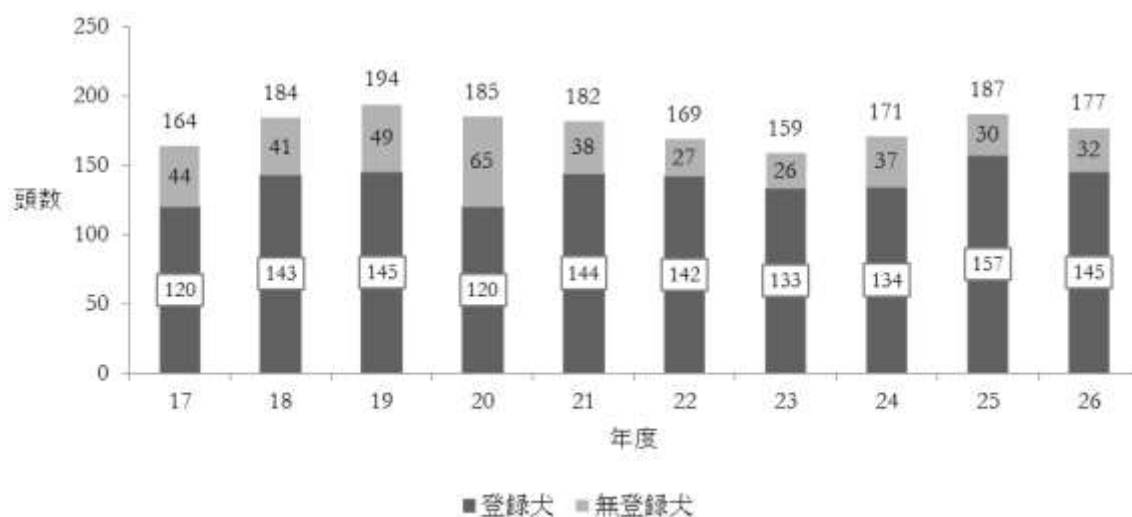
犬の登録頭数の推移（愛知県全体）

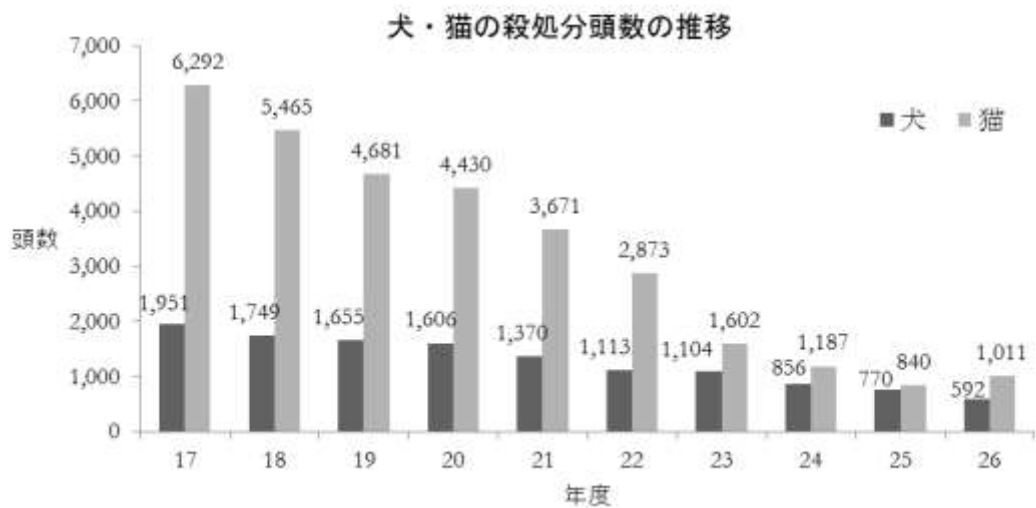
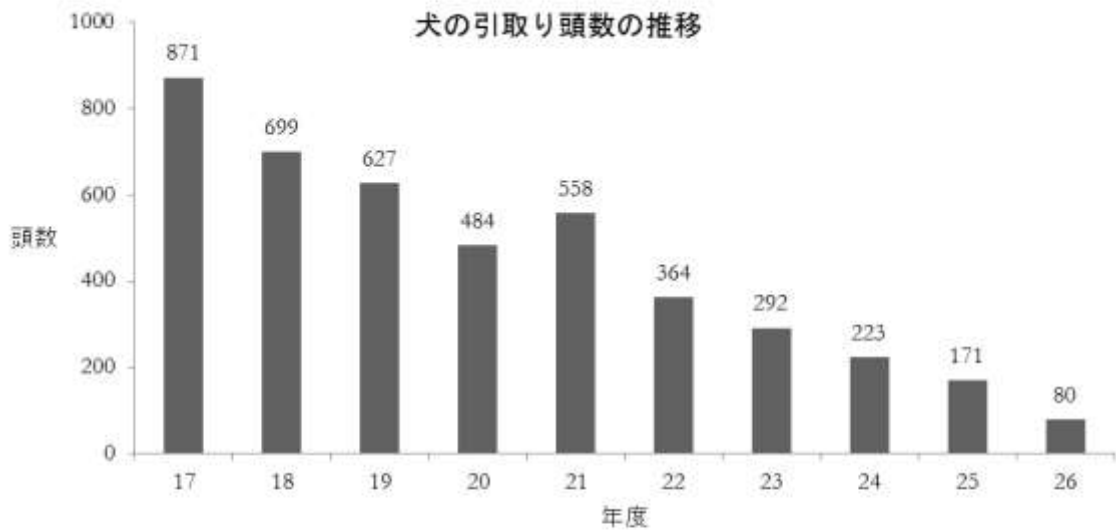


犬の捕獲頭数、返還頭数、返還率の推移



こう傷事故件数の推移





【 発 行 】

平成 27 年 8 月

愛知県動物保護管理センター

〒444-2222 愛知県豊田市穂積町新屋 73-3

電話 0565-58-2323

FAX 0565-58-2330

<http://www.pref.aichi.jp/douai/>